

収益の状況

経常収益は、資金運用収益及び役務取引等収益等が増加したことにより、前年度比9千4百万円増加の70億2千6百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用の増加及び貸倒引当金繰入額の増加により、前年度比9億4千2百万円増加の68億7千9百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比8億4千7百万円減少の1億4千7百万円で、当期純利益は、前年度比1億3千1百万円減少の2億4千万円となりました。

● 損益状況と不良債権処理額の推移

(単位：百万円)

	18年3月期	19年3月期	20年3月期
経常利益	1,037	994	147
当期純利益	587	371	240
コア業務純益	1,453	1,182	1,022
総与信費用	1,182	433	1,373

※総与信費用＝不良債権処理額＋一般貸倒引当金繰入額

預金・預り資産・貸出金の状況

預金につきましては、前年度比73億3千8百万円減少の2,205億4千6百万円となりました。預り資産は前年度比79億5千7百万円増加し272億5千3百万円となり、順調に推移しています。

また、貸出金は、前年度比8億3千1百万円増加の1,749億8千7百万円となりました。このうち佐賀県内向け貸出は1,474億円となりました。

● 預金、個人預金及び預り資産残高の推移

(単位：億円)

	18年3月末	19年3月末	20年3月末
預金	2,275	2,278	2,205
個人預金	1,696	1,729	1,747
預り資産	110	192	272

● 貸出金及び佐賀県内貸出残高の推移

(単位：億円)

	18年3月末	19年3月末	20年3月末
貸出金	1,817	1,741	1,749
佐賀県内への貸出	1,482	1,434	1,474

自己資本比率の状況

平成19年3月期より新BIS規制（バーゼルⅡ）で算出、平成20年3月期における自己資本比率は8.48%であり、今後とも財務基盤の強化に努めてまいります。当行は永年に亘り8%超を確保しており、経営の健全性は高く、安心してお取引いただける水準にあります。

(単位：%)

	18年3月末	19年3月末	20年3月末
自己資本比率	8.36	9.49	8.48

※自己資本比率とは？

総資産に対する自己資本（資本金や引当金等）の割合を示すもので、金融機関の財務内容の健全性を判断する重要な指標となっています。海外に営業拠点のある銀行は**8%以上（国際統一基準）**、当行のように海外に営業拠点を持たない銀行は**4%以上（国内基準）**を維持することが義務づけられています。

不良債権の状況

債務者状況を厳格に判定した影響等により、金融再生法開示債権残高は11億6千万円増加して132億7千5百万円となり、金融再生法開示債権比率は7.54%となりました。

当行は、「地域と共に栄える」ことを基本理念としており、地域経済への貢献に重点を置いて、取引先企業への支援強化・事業再生に引き続き注力するとともに、不良債権の圧縮に努めてまいります。

金融再生法に基づく開示基準による資産内容

(単位:百万円)

	20年3月末				
	債権残高 ①	担保等による 保全額②	貸倒引当金 ③	保全額 ④=②+③	保全率 (%) ④/①
破産更生債権及び これらに準ずる債権	3,827	1,946	1,881	3,827	100.00
危険債権	6,818	4,788	1,572	6,360	93.28
要管理債権	2,629	713	626	1,340	50.98
合計	13,275	7,448	4,080	11,528	86.83

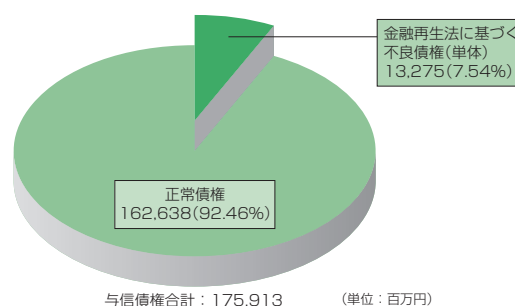
金融再生法に基づく開示債権の合計13,275百万円の開示対象債権に占める割合7.54%

不良債権（金融再生法開示基準）の推移

(単位:百万円)

	18年3月末	19年3月末	20年3月末
金融再生法開示債権	11,469	12,115	13,275
金融再生法開示債権比率	6.26%	6.91%	7.54%

金融再生法開示債権の開示対象資産に占める割合



金融再生法に基づく開示基準の概要

- 開示対象債権……………貸出金、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金、貸付有価証券
- 破産更生債権及び
これらに準ずる債権……………経営が破綻した取引先への債権
- 危険債権……………経営状態が悪化し、経営は破綻していないまでも約定どおりに返済できない可能性が高い取引先への債権
- 要管理債権……………元金または利息の支払が3カ月以上遅れている貸出金と、貸出条件を緩和している債権（上記2債権を除く）